

令和4年10月3日

一般社団法人 広島県医師会会長 様
一般社団法人 広島県病院協会会長 様

広島県健康福祉局長
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52
新型コロナウイルス感染症対策担当〕

「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」
における届出非対象者の登録方法の変更について（通知）

本県における保健医療行政の推進については、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和4年9月21日付けで通知のこのことについて、令和4年9月30日から新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に新機能が追加されました。これに伴い、本県においても新機能を使用した届出非対象者の登録方法に変更します。

ついては、別紙2「医療機関におけるHER-SYSの登録方法（令和4年10月3日改正）」に従い新規報告を行うことについて、貴会会員への周知をお願いします。

なお、この変更は、随時開始してください。10月14日までを移行期間とします。

また、各診療・検査医療機関については、別途通知しています。

<本通知の改正概要>

届出非対象者の新規報告について

これまで	改正以降
「発生届の提出前に使用」タブより入力	「 <u>発生届対象外者の登録</u> 」タブより入力
氏名、生年月日、住所、電話番号、診断年月日、検体採取日、外来機関、検査1	<u>検査年月日（診断日）</u> 、氏名、生年月日、電話番号、住所、 <u>感染判定（陽性）</u>

※詳しくは、別紙2「医療機関におけるHER-SYSの登録方法（令和4年10月3日改正）」、「別紙1（3 各診療・検査医療機関への依頼事項）」を参照。

※届出対象者の登録方法に変更はありません。

担当 感染症事案対策グループ
電話 082-513-3068（ダイヤルイン）
（担当者 児玉，行廣）

With コロナの新たな段階への移行に向けた 全数届出の見直しに関する広島県の対応

令和 4 年 9 月 21 日

令和 4 年 10 月 3 日一部改正

1 国の基本的な考え方

オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、令和 4 年 9 月 26 日より、全国一律で感染症法に基づく発生届の対象を次の 4 類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進める。(下線は改正箇所)

【発生届の対象（4 類型）】

類型	備考
① 65 歳以上の者	
② 入院を要する者	次の場合も届出対象 ・ 診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があるとして医師が判断した場合 ・ 入院調整等の結果、実際に入院しなかった場合
③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬*の投与が必要な者 又は重症化リスクがあり、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者	医師が新型コロナ治療薬の投与が必要又は新たな酸素投与が必要と判断した者は、当該患者が持つ重症化リスク因子の内容に関わらず届出対象。
④ 妊婦	

※新型コロナ治療薬の範囲（厚生労働省告示予定）

- 一 カシリビマブ（遺伝子組換え）・イムデビマブ（遺伝子組換え）（商品名：ロナプリーブ）
- 二 ステロイド薬
- 三 ソトロビマブ（遺伝子組換え）（商品名：ゼビュディ）
- 四 トシリズマブ（遺伝子組換え）
- 五 ニルマトレルビル・リトナビル（商品名：パキロビッド）
- 六 バリシチニブ
- 七 モルスピラビル（商品名：ラゲブリオ）
- 八 レムデシビル（商品名：ベクルリー）

今後の療養のあり方について、次の考え方への転換を図る。

- ・ 軽症など自宅で速やかな療養開始を希望する方は、自己検査でセルフチェックし、陽性の場合は健康フォローアップセンター等に連絡して自宅で療養。体調変化時等に医療機関を紹介。
- ・ 高齢や基礎疾患、子ども、妊婦等により受診を希望する方は、診療・検査医療機関を受診。

【発生届非対象者への各種適用】

項目	適否	備考
入院措置・勧告及び移送	○	
療養解除基準及び外出自粛	○	
健康観察	×	体調悪化時の相談先を案内
濃厚接触者の待機期間	○	
就業制限	×	
公費支援	○	医療費公費負担、宿泊療養の調整、自宅療養セットの配布
療養証明書	×	生命保険協会が会員各社に対し、給付金等の支払い時に療養証明書の発行を求めない事務構築とするよう国が周知済み。企業や学校に対しても求めないことを政府が要請済み。

2 広島県の対応

(1) 新型コロナ患者（陽性者）の把握及び患者への支援方法（全体スキーム）

発生届対象／非対象に関わらず、HER-SYS への登録により患者情報を把握・管理することとし、届出対象の患者には、保健所が療養先調整や健康観察を実施し、届出非対象の患者には、自宅療養者相談センターが宿泊療養の受付や自宅療養セットの配布、健康相談応需を行うこととします。

患者登録機関	受診等対象者
診療・検査医療機関	有症状者で、重症化リスクのある者（高齢者、基礎疾患保持者、妊婦等）や特に受診を希望する者、受診が推奨される者（子ども等）
陽性者登録センター（自己検査を実施）	65歳未満の有症状者又は無症状者で、重症化リスクとなる疾病等を有しておらず、医療機関への受診が不要と自身で判断できる者
PCRセンター	無症状者で感染に不安のある者

※詳細は、別紙3「全数届出見直し後の新型コロナウイルス感染症患者の把握及び支援フロー」を御参照ください。

(2) 医療機関からの患者情報の把握

発生届対象の患者については、従来どおり医療機関からの報告を求めることとし、発生届非対象の患者については、医療機関より次の6項目の報告をしていただくことで、患者情報を把握し、必要な方への確実な公費支援へ繋げることとします。

報告方法はHER-SYSへの入力を基本とし、HER-SYSを利用していない医療機関は、管轄の保健所にFAX等により報告を行うこととします。

【発生届非対象者の報告事項】

項目	備考
検査年月日	診断年月日を記載（公費支援に必要）
氏名	漢字及びフリガナ
生年月日	
住所	市区町名まで
電話番号	携帯電話番号を優先（SMS〔ショートメッセージサービス〕送信に必要）
感染判定	陽性を選択

(3) 日々の患者数の集計及び公表

医療機関，陽性者登録センター及びPCRセンターからの報告に基づき，日ごとの患者の総数及び年代別総数を毎日公表します。本集計については，県が実施するため，国が想定している各医療機関による毎日の年代別総数の報告（HER-SYS 入力）は必要ありません。

3 各診療・検査医療機関への依頼事項

(1) 患者の新規報告について

患者区分に従い，次のとおり報告をお願いします。

患者区分	保健所への報告方法		報告項目
	HER-SYS による入力 (新規登録)	様式による FAX 報告 (保健所が HER-SYS へ代行入力)	
届出対象 (4 類型)	「新たに発生届を提出」 タブより入力	省令規定の発生届様式により 報告	全項目*
届出非対象	「 <u>発生届対象外者の登録</u> 」 タブより入力	県作成の「広島県新型コロナウイルス感染症届出対象外陽性者連絡票」により報告（又は保健所が聴取）	<u>検査年月日（診断年月日）</u> ，氏名， 生年月日，電話番号，住所， <u>感染判定（陽性）</u>

※ 氏名，生年月日，住所，電話番号，診断年月日，診断類型，重症化のリスク因子となる疾病等の有無，重症度，届出時点の入院の必要性の有無，届出時点の入院の有無，検体採取日，発症日，ワクチン接種回数

【注意事項】

- ・発生届対象者／非対象者の区分を間違えないよう報告（HER-SYS への入力）をお願いします。（保健所が区分間違いを確認した場合は，届出区分の変更を依頼します。）
- ・1に記載する届出対象者（4 類型）のうち，③の区分（治療薬又は酸素投与が必要な者）については，HER-SYS が改修されるまでは，重症化リスク因子となる疾病等の有無の「その他」欄に「0」を入力してください。
- ・届出対象者（4 類型）のうち②の区分（要入院者）について，入院が必要と判断して発生届を提出した後，入院調整の結果，入院しなかった場合は，発生届を取り下げる必要はありません。

なお，HER-SYS への具体的な入力方法は，別紙 2「医療機関における HER-SYS の登録方法」を御参照ください。

(2) 患者への案内チラシの配布

届出対象／非対象に関わらず，「新型コロナウイルス陽性者の方へ」を患者に配布していただき，今後の療養の流れなどの必要な情報提供や体調悪化時の相談応需（診察いただいた医療機関への受診相談を優先）をお願いします。

(3) 死亡者の報告

届出対象／非対象に関わらず、患者が死亡した場合（死亡後に陽性が判明した者も含む）は、管轄の保健所に報告をお願いします。

4 その他

(1) SMS 送信

届出対象／非対象に関わらず、従前どおり HER-SYS 登録された患者には、SMS（ショートメッセージサービス）を送信し、療養に必要な情報を提供します。（概ね HER-SYS による報告日の翌日に送信）

(2) 医療機関用マニュアル（自宅療養者用）の活用

自宅療養者に対しては、**別添**「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供マニュアル【診療・検査医療機関等の対応】」（**令和4年10月3日改正**）を引き続き活用いただき、適切な医療提供体制の確保に御協力をお願いします。